

初等中等教育と大学等との 接続の円滑化

都立清瀬特別支援学校

校長 市川 裕二

1

東京都公立特別支援学校の 大学進学者数の推移

	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害
平成26年度卒業	5	13	8	1
平成25年度卒業	5	14	4	0
平成24年度卒業	7	14	3	0
平成23年度卒業	6	14	4	0

公立学校統計調査報告書より

2

特別支援学校から大学への引継ぎ

- 視覚障害特別支援学校
 - ○障害のある生徒として受験しているため、受験時から配慮が必要な場合は連携をとっている。
 - ○合格した後、特別支援学校から大学へ必要な支援等について、引継ぎを行っている。
 - ○特別支援学校で作成した「個別の教育支援計画」等を活用して、引継ぎを行っている場合もある。

3

- 聴覚特別支援学校
 - 受験時から必要な支援について連携を図っている。
 - 合格した場合、特別支援学校から大学の学生課等を通して、必要な支援(要約筆記)等の引継ぎを行っている。

4

視覚障害・聴覚障害の引き継ぎ

- 特別支援学校から大学に進学する場合は、必要とする支援の程度が明確なケースである。
- 本人・保護者のそのことを前提に進学を考えるので、支援の引継ぎは重要である。
- 一方、特別支援学校以外の学校（高等学校）から大学の進学する難聴や弱視の生徒の場合は、支援の引継ぎが行われなことも考えられる。（必要な支援の程度が軽いため）

5

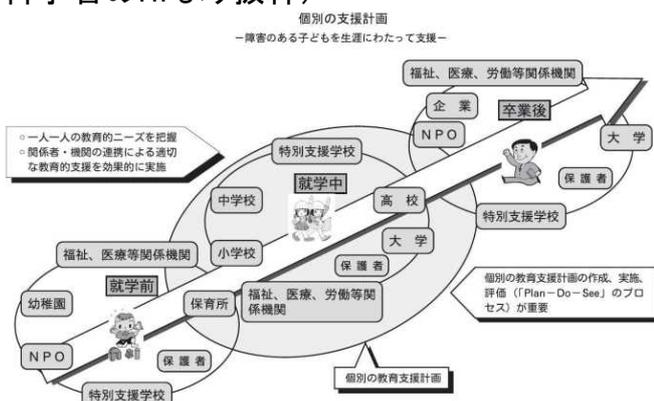
特別支援教育における引継ぎ

- 支援を必要とする生徒について、学校間で、支援内容の情報を引き継いでいくことは重要である。
- 特別支援学校では、個別の教育支援計画を作成し、活用することで支援の引き継ぎを行っている。
- 個別の教育支援計画は、特別支援学校だけで作成されるものではなく、すべての学校で作成されることが望ましいが、小学校・中学校・高等学校では、作成と活用が課題となっている。

6

個別の教育支援計画

「個別の支援計画」とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画。その内容としては、障害のある子どものニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法など、「個別の教育支援計画」は「個別の支援計画」に含まれるものであり、「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合の呼称である(文部科学省のHPより抜粋)



国立特別支援教育総合研究所HPより

7

発達障害の生徒の引継ぎ

- 知的障害を合わせ有する発達障害の生徒の多くは、知的障害特別支援学校の高等部を選択するケースが多い。
- 知的障害のない発達障害の生徒は、高等学校に進学する。
- 特に、高等学校では、個別の教育支援計画の作成や活用が課題で、大学等の進学先への情報を引き継ぎのあり方の検討が必要であると聞いている。(中学校から高等学校への情報の引継ぎも同様に課題)

8

発達障害の生徒の 情報の引継ぎの課題(私見)

- 個別の教育支援計画等を活用して情報を引き継ぐ場合でも、保護者や本人の了解が必要であるが、了解を得ることが難しい場合は多い。
- 発達障害の生徒の課題である対人関係や集団適応は、場面や集団が変わると改善されるのではないかという期待が保護者や本人にはある(大学に進学すれば改善される)

9

-
- 対人関係や集団適応の課題は、場面や徐京によって、変化するため、高等学校等では特段問題なく生活できていても、大学に進学して、顕著に表れることもある。
 - ルールが明確な高等学校では、問題なく生活でき、自己選択、自己決定が多い大学では難しい
 - 学級やグループが決まっている高等学校では問題なくても、ゼミ等の集団に適応することが難しい。
 - ゼミ等で、自らの意見を言ったり、他人との共同作業が難しい。

10

円滑な引継ぎのために

- 大学に支援が必要な生徒であるとの情報が伝わると、支援を受けられる(相談してもらえる)などのメリットがあることが、保護者・本人を理解することが重要。
 - 相談機能がある。
 - 支援機関がある。
 - 具体的な支援の例の提示 など
- このことを前提に、高等学校等は、個別の教育支援計画等を活用して、大学に情報を引き継ぐことを進めていくことが必要。